

まつど3つのあいプラン

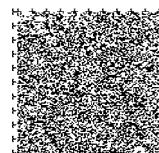
～「ふれあい」「認め合い」「支えあい」の3つの「あい」～

第4次松戸市障害者計画
第7期松戸市障害福祉計画
第3期松戸市障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
松戸市



1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本計画は障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を『まつど3つのあいプラン』として一体的に整備するものになります。

「障害者計画」においては障害施策に係る基本的な事項を定め、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は国の基本指針に基づき障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策を示すものとして定めるものになります。

(2) 計画の対象

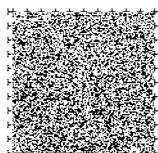
本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

さらに、計画に描いた将来像を実現するためには、多くの市民の皆様の参加と協力が不可欠です。本計画では、「第3次松戸市障害者計画」の考え方を踏襲し、障害のある人・家族、地域・住民、行政それぞれの立場で、主体的に行うことが期待される役割を盛り込み、市民の皆様と一緒に取り組む計画としました。

(3) 計画期間

まつど3つのあいプランは、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次松戸市障害者計画			第4次松戸市障害者計画		
第6期松戸市障害福祉計画 第2期松戸市障害児福祉計画			第7期松戸市障害福祉計画 第3期松戸市障害児福祉計画		



* 計画書には音声コードが記載されています。記載されている音声コードは「Uni-Voiceコード」です。携帯電話やスマートフォン・タブレット端末（アプリ）で読み取ること
でコード内に収められた情報を音声で読み上げることができます。

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

本計画では、「障害者基本法」の理念にのっとり、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現を目指すため、第3次松戸市障害者計画の基本理念と将来像を継承し、計画を推進します。

基本理念

「ふれあい・認め合い・支えあい」
—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

ふれあい・・・障害のある人とない人との交流の場や機会を設けることによって相互理解を目指します。

認め合い・・・差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も、ありのまま認め合える社会を目指します。

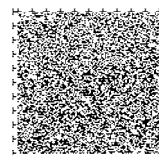
支えあい・・・人々の横のつながりをつくり、万一のときにも安心な住み続けたいまちを目指します。

(2) 計画の将来像

障害の有無にかかわらず“住んでよいまち”と実感できるとともに、基本理念を実現していくため、「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」—地域共生社会の実現をめざして—を将来像とし、「地域・住民」「障害のある人・家族」「行政」が一体となり施策を推進します。

将来像

**「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」**
—地域共生社会の実現をめざして—



3 計画の体系図

[基本理念]

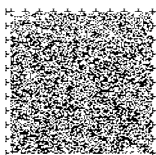
「ふれあい・認め合い・支えあい」
— 交流を通して、相互に尊重し、共に生きる —

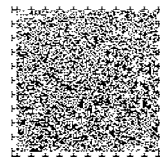
[将来像]

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」
— 地域共生社会の実現をめざして —

[基本目標]

- 1 お互いの個性を尊重し、人格を認め合う地域共生社会の実現
(第1節)
- 2 自分らしく生きがいのある生活の実現
(第3節、第4節)
- 3 安心して暮らせるまちの実現
(第2節、第5節)

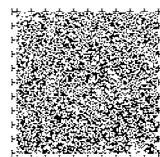
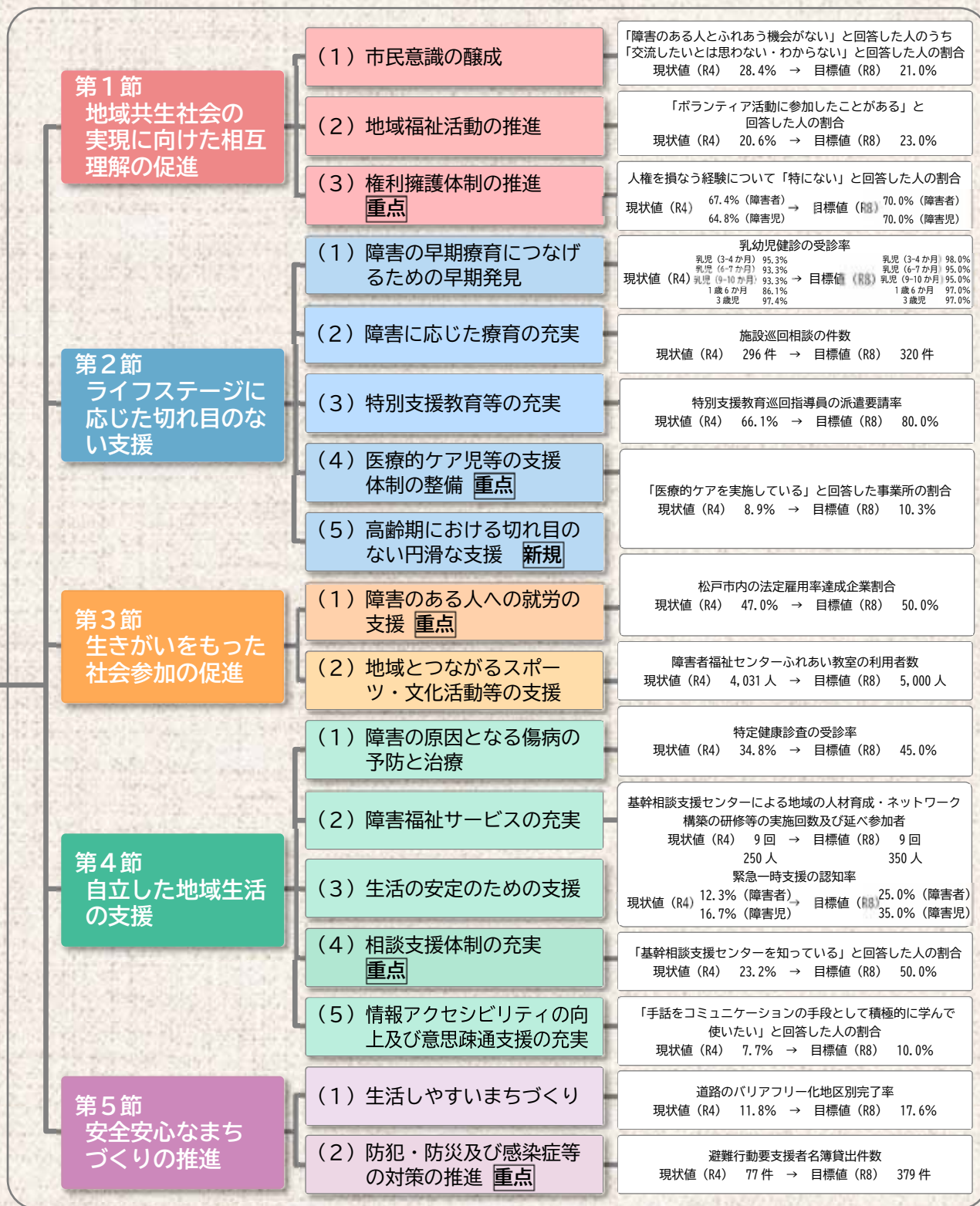




[節]

[施策]

[指標]



4 現状分析と施策の方向性

第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進

地域共生社会の実現に向け、次のとおり指標値設定を行います。

また、市民アンケート調査結果による現状分析の結果を受け、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度に関するパートナー講座の開催や障害者記念事業におけるボランティアの受け入れを新たに計画に盛り込みます。

現状分析

「地域共生社会」、「成年後見制度」、「合理的配慮」等の用語認知率は向上傾向にあります。

一方で、障害のある人に対する差別・偏見があると回答した人の割合は増加傾向にあります。

施策の方向性

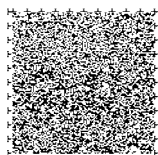
- 障害者虐待防止、差別解消、成年後見制度等に係るパートナー講座を実施します。
- 障害者記念事業において、障害者の参加するイベントへのボランティアの受け入れを実施します。

目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)
市民意識の醸成	「障害のある人と触れ合う機会がない」と回答した人のうち「交流したいとは思わない・わからない」と回答した人の割合	28.4%	21.0%
地域福祉活動の推進	「ボランティア活動に参加したことがある」と回答した人の割合	20.6%	23.0%
権利擁護体制の推進	人権を損なう経験について「特にない」と回答した人の割合	67.4% (者) 64.8% (児)	70.0% (者) 70.0% (児)

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合	身体障害者 47.9% 知的障害者 58.5% 精神障害者 58.5%	身体障害者 38.0% 知的障害者 48.0% 精神障害者 48.0%
「成年後見を知っている」と回答した人の割合	43.8%	50.0%
「合理的配慮を知っている」と回答した人の割合	19.7%	24.0%



第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援

第3次松戸市障害者計画において、指標値として特別支援学級の設置数を掲げていましたが、一定程度整備が進んだことから、「特別支援教育巡回指導員の派遣要請率」を新たな指標値として設定しました。また、医療的ケア児支援のための支援策や、高齢期における切れ目のない円滑な支援を新たな取り組みとして盛り込みました。

現状分析

医療的ケアを実施している事業所は、増加傾向にあります。引き続き医療的ケア児等の支援体制の整備を進めていく必要があります。

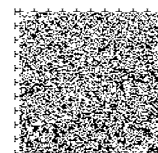
ライフステージに応じて利用する福祉サービスも変化していくことが考えられますが、切れ目なく適切な支援を行えるよう、検討を図る必要があります。

施策の方向性

- 医療的ケア児を介護する家族の負担軽減のため、医療的ケア児を一時的に受け入れる事業所への補助制度等を新たに計画に盛り込みます。
- 高齢期において介護保険制度等のサービス利用を新たに検討される方に対し、サービスを円滑に継続利用できるよう、支援体制の構築を検討します。

目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)
障害の早期療育につながるための早期発見	乳幼児健診の受診率		
	・乳児(3-4 か月)	95.3%	98.0%
	・乳児(6-7 か月)	93.3%	95.0%
	・乳児(9-10 か月)	93.3%	95.0%
	・1歳6か月	86.1%	97.0%
	・3歳児	97.4%	97.0%
障害に応じた療育の充実	施設巡回相談の件数 (療育を必要としている児童がいる民間保育園、公立保育所、幼稚園等の施設職員を対象とした巡回相談)	296件	320件
特別支援教育等の充実	特別支援教育巡回指導員の派遣要請率	66.1% (43校/65校)	80.0% (52校/65校)
医療的ケア児等の支援体制の整備	「医療的ケアを実施している」と回答した事業所の割合	8.9% (19/213)	10.3% (22/213)



第3節 生きがいをもった社会参加の促進

法定雇用率達成企業割合は改善傾向にありますが、障害者雇用率は現在の2.3%から2.7%（国及び地方公共団体は3.0%、教育委員会は2.9%）に令和8年度までに段階的に引き上げられることから、継続して事業者等を支援する必要があります。

また、アンケート調査結果より、現在は「家庭内で過ごしている」と回答した障害者のうち、就労、通所等を将来希望している方が一定数いることが分かりました。

この結果からも、「生きがいをもった社会参加の促進」を引き続き推進していく必要があります。

現状分析

障害者雇用率が令和8年度までに段階的に引き上げられます。

障害者の中には就労、通所等による社会参加を希望されている方も一定数いることが確認されています。

施策の方向性

- 一般就労への移行や就労定着に係る支援を引き続き実施することにより、障害者の就労支援を実施します。
- 事業者への障害者雇用に係る研修等を通じて、障害者雇用支援を引き続き実施します。

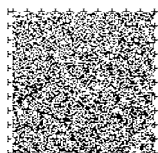
目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)
障害のある人への就労の支援	松戸市内の法定雇用率達成企業割合	47.0%	50.0%
地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援	障害福祉センターふれあい教室の利用者数	4,031人	5,000人

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)
3年間の福祉施設から一般就労した人数	321人	517人

障害福祉計画において、令和8年度時点の福祉施設から一般就労への移行者数について国指針に基づき目標数値を設定していることから、計画期間における全体数についても参考指標として示すものです（参考:11頁「(5)福祉施設から一般就労への移行」）。



第4節 自立した地域生活の支援

親亡き後の支援について、更なる支援が求められていることから、指標値として「緊急一時支援の認知率」を、参考指標として「緊急一時支援の登録者数」、「地域生活支援拠点登録事業者数」を新たに設定しました。

また、サービス等利用計画策定率や相談支援専門員数が減少傾向にあり、人員体制等を理由としてサービス提供できないケースが報告されていることから、指定特定相談支援事業者を支援する施策の検討を新たに検討します。

現状分析

障害者の親亡き後の支援について、更なる支援を求める声が多くありました。

障害福祉サービスを利用される方は増加傾向にありますが、サービス等利用計画策定率は減少傾向にあり、相談支援専門員も前計画策定時と比較すると減少しています。

施策の方向性

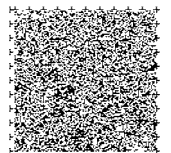
- 親亡き後を見据えた居住支援のための制度である「地域生活支援拠点」や、「地域生活支援拠点」の機能である緊急一時支援機能について、指標値、参考指標を定めて整備を進めます。
- 指定特定相談支援事業所を支援する施策の検討を図ります。

目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)
障害の原因となる傷病の予防と治療	特定健康診査の受診率	34.8%	45.0%
障害福祉サービスの充実	基幹相談支援センターによる地域の人材育成・ネットワーク構築の研修等の実施回数	9回 延べ参加者 250人	9回 延べ参加者 300人
	緊急一時支援の認知率	12.3% (者) 16.7% (児)	25.0% (者) 35.0% (児)
相談支援体制の充実	「基幹相談支援センターを知っている」と回答した人の割合	23.2%	50.0%
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	「手話をコミュニケーションの手段として積極的に学んで使いたい」と回答した人の割合	7.7%	10.0%

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)
緊急一時支援の事前登録者数	116人	400人
地域生活支援拠点登録事業者数	5事業所	11事業所
ウェブアクセシビリティの品質基準である日本工業規格 AA 等級準拠を継続	AA 等級	AA 等級



第5節 安全安心なまちづくりの推進

安全安心なまちづくりの推進に向け、前計画と同様の指標値設定を行いました。

なお、「避難行動要支援者名簿貸出件数」は、貸出対象団体全てが名簿を利用するよう、目標値の見直しを図っています。

また、災害時の体制整備として、令和4年度からスタートした「在宅人工呼吸器使用者の停電時の備えの強化」を新たに具体的取組みとして明記します。

現状分析

安全安心なまちづくりの推進のため、障害者の災害時の支援体制整備が必要になります。

しかしながら障害者の避難行動要支援者避難支援制度については認知率が向上していない等、更なる取組みが必要となります。

施策の方向性

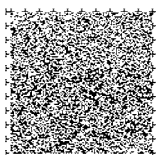
- 避難行動要支援者名簿貸出件数について、周知方法の見直し等を図り、目標値の改善に向けた取組みを実施します。
- 災害等の停電時にも人工呼吸器が使用できるよう、非常用電源の購入費の一部を補助する制度を新たな取組みとして明記します。

目標値

施策項目	指標値	現状値 (R4)	目標値 (R8)
生活しやすいまちづくり	道路のバリアフリー化 地区別完了率	11.8%	17.6%
防犯・防災及び感染症等の対策の推進	避難行動要支援者名簿貸出件数	77件	379件

(参考指標)

目標	現状値 (R4)	目標値 (R8)
安全安心メールの登録者	47,377人	52,000人



5 第7期松戸市障害福祉計画／ 第3期松戸市障害児福祉計画

[国が定める重点施策と成果目標・活動指標]

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

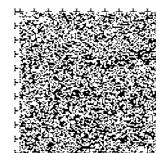
成果目標		目標数値
施設入所者数	令和4年度末入所者数（基準値）	251人
	令和8年度末入所者数（目標値）	238人
地域生活移行者数	令和8年度末移行者数（目標値）	18人

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和8年度末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（各回）	保健 1人 医療（精神科） 1人 医療（精神科以外） 1人 福祉 5人 介護 1人 当事者及び家族等 1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年2回
精神障害者の地域移行支援の利用者数（人/月）	6
精神障害者の地域定着支援の利用者数（人/月）	4
精神障害者の共同生活援助の利用者数（人/月）	321
精神障害者の自立生活援助の利用者数（人/月）	8
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/月）	65

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	令和8年度末
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<p>【国の基本方針】</p> <p>令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討する。</p>



(4) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

成果目標	令和8年度末
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	【国の基本方針】 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。(新規)

(5) 福祉施設から一般就労への移行

活動指標		令和3年度末	令和8年度末
一般就労への移行者数	(1) 福祉施設から一般就労への移行者数	104人	168人
	(2) 就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	80人	137人
	(3) 就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	A型 19人 B型 4人	A型 28人 B型 6人
	(4) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	66.7%	66.7%
定着支援事業	(5) 一般就労へ移行した者の定着支援利用者	159人	225人
	(6) 就労定着率7割以上の事業所	0%	25.0%

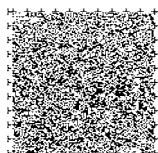
(6) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

成果目標	令和8年度末
児童発達支援センターを設置する	【国の基本方針】 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

成果目標	令和8年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	【国の基本方針】 すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。



③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	令和8年度末
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する	【国の基本方針】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

④重症心身障害児・医療的ケア児への支援

成果目標	令和8年度末
関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する	【国の基本方針】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

⑤発達障害者等支援関係

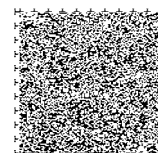
活動指標	令和8年度末
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	10人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）	2事業所

（7）相談支援体制の充実・強化

成果目標	令和8年度末
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する	【国の基本方針】 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

（8）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

活動指標	令和8年度末
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への松戸市職員の参加人数の見込み	40人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み	1回



[障害福祉サービスの利用実績と見込み]

(1) 訪問系サービス

サービス名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
居宅介護	時間/月	10,951	11,369
	人/月	646	656
重度訪問介護	時間/月	5,478	7,601
	人/月	23	26
同行援護	時間/月	1,479	1,530
	人/月	85	88
行動援護	時間/月	9	58
	人/月	4	16
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0
	人/月	0	0

(2) 日中活動系サービス

サービス名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
生活介護	人日/月	18,470	20,360
	人/月	954	1,010
重度障害者の 生活介護*	人日/月	11,307	12,482
	人/月	584	634
自立訓練（機能訓練）	人日/月	77	54
	人/月	4	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	834	1,136
	人/月	49	70
精神障害者の自立 訓練（生活訓練）	人日/月	511	1,044
	人/月	30	65
宿泊型自立訓練	人/月	7	31
就労選択支援	人/月	-	34
就労移行支援	人日/月	3,301	3,615
	人/月	185	207
就労継続支援 （A型）	人日/月	6,051	9,503
	人/月	303	489
就労継続支援 （B型）	人日/月	9,423	14,018
	人/月	561	790
就労定着支援	人/月	111	324
療養介護	人/月	25	25
短期入所 （福祉型）	人日/月	908	989
	人/月	141	174
重度障害者の短期 入所（福祉型）*	人日/月	182	132
	人/月	28	23
短期入所（医療型）	人日/月	21	21
	人/月	4	5
重度障害者の短期 入所（医療型）*	人日/月	21	21
	人/月	4	5

(3) 居住系サービス

サービス名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
自立生活援助	人/月	0	8
共同生活援助	人/月	582	1,065
重度障害者の共同 生活援助*	人/月	82	221
施設入所支援	人/月	254	241

(4) 障害児通所支援

サービス名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
児童発達支援	人日/月	5,527	7,629
	人/月	532	671
放課後等デイ サービス	人日/月	12,068	13,456
	人/月	924	957
保育所等訪問支援	人日/月	67	67
	人/月	45	45
居宅訪問型児童 発達支援	人日/月	0	0
	人/月	0	0

(5) 相談支援事業

サービス名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
計画相談			
障害者	人/年	2,086	2,454
	人/月	466	726
障害児	人/年	596	722
	人/月	138	180
地域移行支援	人/年	6	12
地域定着支援	人/年	0	4

*重度障害者に係る数値は、強度行動障害、高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者のことを指し、一部推計に基づく数値になります。

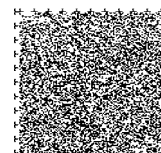
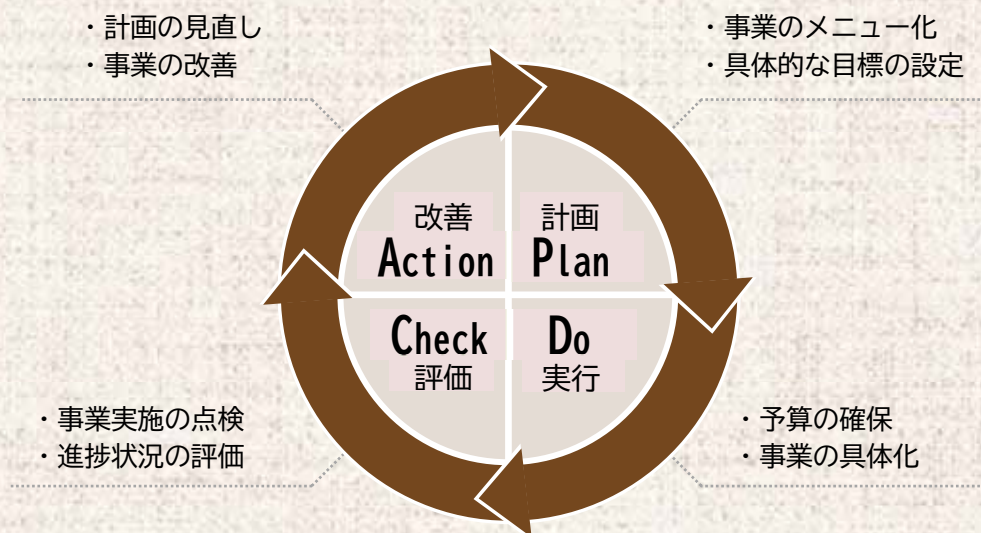
6 計画の推進に向けて

計画の進捗状況の点検と評価

計画の着実な推進に努めるため、障害者計画においては第4章に記載の事業や具体的行動の実施状況を、障害福祉計画・障害児福祉計画においては第5章に記載の国が定める成果目標・活動指標および障害福祉サービスの見込量と利用実績を、アンケート調査や統計資料に基づいて点検、評価いたします。

また、松戸市障害者計画推進協議会において、PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

PDCAサイクルのイメージ



まつど3つのあいプラン
第4次松戸市障 害 者 計 画
第7期松戸市障 害 福 祉 計 画
第3期松戸市障害児福祉計画
(令和6年度～8年度)
【概要版】

令和6年3月

発 行： 松戸市 福祉長寿部 障害福祉課
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5
電 話： 047-366-7348

